

令和3年8月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所評価委員会
委員長 田中 敏嗣

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

1 大阪府知事の評価に対する意見

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価については、適正に実施されており、特に意見はありません。

2 その他の意見

第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を踏まえ、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の今後の法人運営について、以下のとおり議論があったので参考とされたい。

(1) 他機関との連携体制について

地方独立行政法人の特性である自主性や弾力性を発揮し、新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機とした、行政、民間、大学など他機関との連携推進を図るよう検討されたい。

(2) 検査部門における業務運営の改善について

検査部門におけるIT化の推進により、検体受付から成績書発行までの一元管理といった信頼性確保にも対応した業務運営の改善に努められたい。

(3) その他業務運営に関する事項について

次期中期目標期間においては、法人と設立団体がさらなる連携を図り、理事長のリーダーシップのもと、明確な責任体制において法人運営に努め、独法化及び府市統合における効果を最大限発揮されたい。

以上